

7 建設業の許可申請（新規・更新・追加等）に必要な書類一覧表

<①、②の提出書類> ①の閲覧用と②の非閲覧用を分けて綴り、それぞれ3部(計6部)を提出してください。
 <③の確認資料> 綴らず1部だけ提示ください(確認のみで提出不要)。

※申請書作成に際しては、**建設業許可の手引**の注意事項・記入例を必ず御参照ください。

①提出書類（閲覧用）

様式番号	平成27年4月～ 様式変更・新設等	平成28年6月～ 様式変更	平成28年11月～ 様式変更	書類の名称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
岡山県独自様式	様式変更			表紙（許可申請用） ※「閲覧用」に○をする	○	○	○
第1号	様式変更	様式変更	様式変更	建設業許可申請書	○	○	○
第1号 別紙一	様式変更	様式変更		役員等の一覧表	法人のみ	法人のみ	法人のみ
第1号 別紙二(1)		様式変更	様式変更	営業所一覧表(新規許可等)	○		○
第1号 別紙二(2)				営業所一覧表(更新)		○	
第1号 別紙四	様式新設	記載要領変更	記載要領変更	専任技術者一覧表	○	○	○
第2号	記載要領変更			工事経歴書(許可を受けようとする業種ごとに記載)	○		○
第3号				直前3年の各事業年度における工事施工金額	○		○
第4号	様式変更			使用人数	○		○
第6号	様式変更			申請者・役員等・令3条の使用人等が欠格要件に該当しないことの誓約書	○	○	○
第11号	様式変更			建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)の一覧表	○	○	○
-				定款	法人のみ	変更あるとき	
第15号	記載要領変更			法人用の貸借対照表	法人のみ		
第16号				法人用の損益計算書、完成工事原価報告書	法人のみ		
第17号				株主資本等変動計算書	法人のみ		
第17号の2				注記表	法人のみ		
第17号の3	記載要領変更			附属明細表 (資本金の額が1億円超、又は負債の部の合計額が200億円以上の株式会社についてのみ必要)	該当法人のみ		
第18号	記載要領変更			個人用の貸借対照表	個人のみ		
第19号				個人用の損益計算書	個人のみ		
第20号				営業の沿革	○	○	
第20号の2				所属建設業者団体	○	変更あるとき	
第20号の3		様式変更		健康保険等の加入状況	○	○	○
第20号の4				主要取引金融機関名	○	変更あるとき	

②提出書類（非閲覧用）

様式番号	平成27年4月～ 様式変更・新設等	平成28年6月～ 様式変更	平成28年11月～ 様式変更	書類の名称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
岡山県独自様式	様式変更			表紙（許可申請用） ※「非閲覧用」に○をする	○	○	○
第1号 別紙三				※県収入証紙貼り付け用紙	○	○	○
第7号	様式変更			経営業務の管理責任者証明書	○	○	○
第7号 別紙	様式新設			経営業務の管理責任者の略歴書	○	○	○
第8号	様式変更	様式変更	様式変更	専任技術者証明書(新規・変更)	○		○
-				専任技術者の卒業証明書(卒業証書は不可) ※学校卒業+実務経験の場合に添付	○		○
-				専任技術者に係る資格証明書(免状、合格証明書等) ※国家資格等の場合に添付	○		○
第9号				専任技術者の実務経験証明書 ※実務経験の場合に添付	○		○
第10号				指導監督の実務経験証明書(特定建設業許可申請の場合)	必要な場合に添付		必要な場合に添付
-				特定建設業の専任技術者に係る資格証明書	必要な場合に添付		必要な場合に添付
第12号	様式変更	記載要領変更		許可申請者(法人の役員等・本人等)の住所、生年月日等に関する調書 ※旧略歴書	○	○	○
第13号	様式変更	様式変更		建設業法施行令第3条に規定する使用人(支配人・支店所長等)の調書 ※旧略歴書	該当者がいるとき	該当者がいるとき	該当者がいるとき
第14号				株主(出資者)調書	法人のみ	変更あるとき	
-				商業登記に係る登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)	法人のみ	変更あるとき	
-				事業税納税証明書(納付すべき額及び納付済額の記載されているもの)	○		
-				許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)及び令3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)に係る成年被後見人・被保佐人となみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書 ※「登記されていないことの証明書」という名称。岡山地方裁判所戸籍課の窓口(郵送の場合は、東京法務局後見登録課)で取得してください。	○		
-				許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)及び令3条に規定する使用人(支配人・営業所長等)に係る成年被後見人・被保佐人となみなされる者に該当せず、破産者で復権をえないものに該当しない旨の市町村長の証明書 ※「身分証明書」という名称。本籍地の市町村役場で取得してください。	○		
-				500万円以上の残高証明書(申請時から1ヶ月以内のもの)	必要とき ※注1		必要とき ※注1

注1) 次の場合は不要 (①直近の財務諸表で500万円以上の自己資本を有する場合、②追加(般特新規)申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する者)

③確認資料（☆綴らず1部のみ提示）

確認内容	平成28年6月～ 様式変更	平成28年11月～ 様式変更	提示する書類の名称	新規申請	更新申請	追加申請 般特新規申請
次の者の常勤性 (経営業務の管理責任者、専任技術者)			【社会保険の確認資料】 経営業務の管理責任者、専任技術者の健康保険被保険者証又は直近の厚生年金標準報酬決定通知書(年金事務所の受付印のあるもの) ※注2	○	○	○
様式第20号の3の記載内容			【健康保険及び厚生年金保険分】「領収書又は納入証明書」の写し 【雇用保険分】「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え+「領収書」の写し ※いずれも申請時の直前のものに限り。(詳細は手引きp121～127)	○	○	○

注2) 75歳以上の方等後期高齢者に該当する方は、平成20年4月1日から社会保険に替えて後期高齢者医療被保険者証、源泉徴収票、賃金台帳及び常勤していること等の申立書が必要(手引きp61参照)。